



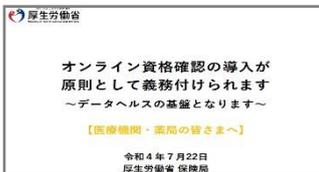
歯科医も悩むマイナンバー健康保険証「オンライン資格確認」の拙速な義務化に反対。延期を要望し経過措置実現！中医協 12/23 発表

歯科医療を含め医療分野のデジタル化の進展には反対しませんが、健康保険の資格確認の今年3月中の設置の義務化と、紙の健康保険証の拙速な廃止は、現場の状況を踏まえず問題があります。11/1 厚労委員会、11/9 地方デジタル特別委員会で質問し、延期を要望しました。



2022年11月1日、参議院厚生労働委員会でオンライン資格確認の義務化の延期を要望

政府は昨年6月マイナンバー健康保険証の「オンライン資格確認」の今年3月末までの導入義務化を「骨太の方針」で閣議決定。昨年9月には厚労省が「療担規則」省令改正で義務化。昨年8月の「三師会ウェブ説明会」では、実施できない場合「保険医療機関の資格取り消し」や「個別指導」など罰則適用を厚労省課長が示唆。



「オンライン資格確認」の主な問題点 —11/1 参議院厚労委員会で芳賀が指摘—

- マイナンバー保険証のオンライン資格確認ができないケースがある（一部の国家公務員、転職・退職などで保険証が変わってすぐ）。
- オンライン資格確認のシステムや機器にトラブル・不具合が多い。ある調査では導入した医療機関の4割がトラブル・不具合を経験（ウィンドウズ更新後にトラブル出やすい、一部のメーカーの機器に不具合が多い）
- オンライン資格確認を導入するには特別な通信回線を引く工事の必要があるが、部品不足や業者が少ない、ビルのオーナーの許可が出ないなどの理由で工事が3月末までに完了しない場合が多い。

参議院厚労委員会で芳賀の質問の他、歯科医師など医療現場の皆さんの声が届き、**12/23の中医協（中央社会保険医療協議会）総会で「経過措置」が承認！** 内容は以下の通り。

原則義務化の経過措置

- 令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は、期限付きの経過措置を設ける。
※対象の保険医療機関・薬局は、地方厚生(支)局に原則オンラインで事前届出を行う（支払基金とも情報共有）
※令和6年4月まで資格確認限定型・居宅同意取得型の運用を開始することとしており、こうした状況を踏まえ、今後、必要な見直しを行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで） ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（令和6年4月）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで （遅くとも令和6年秋まで） ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※ 例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

※上記のほか、患者から電子資格確認を求められた場合に於ける義務について、訪問診療等・オンライン診療の場合の経過措置（居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月）まで）を設ける。

医療機関のサイバーセキュリティ対策の補助を要望

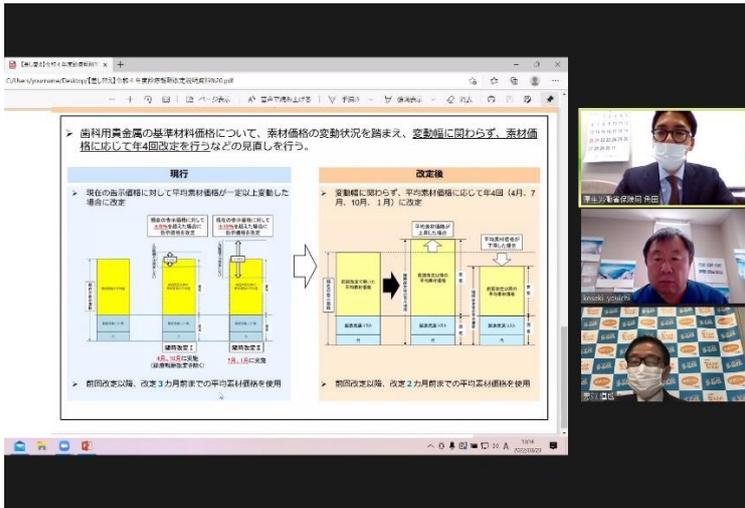


昨年10月には大阪急性期・総合医療センターにサイバー攻撃があり約2か月間、地域医療に大ダメージ。11/9 地方デジタル特別委員会で「四病協」提案の医療機関サイバーセキュリティ対策への国庫補助を、本田あきこ厚労政務官に要望。



昨年10月には大阪急性期・総合医療センターにサイバー攻撃があり約2か月間、地域医療に大ダメージ。11/9 地方デジタル特別委員会で「四病協」提案の医療機関サイバーセキュリティ対策への国庫補助を、本田あきこ厚労政務官に要望。

山形市歯科医師会・小関会長、厚労省保険局医療課とともにズーム会議。代替素材の保険適用、インレーの条件緩和要望



昨年4月に変わった診療報酬のうち歯科の主なものについて、昨年3月に山形市歯科医師会・小関会長と共に厚労省保険局からリモート会議で説明を受け、保険対象の拡大の要望をしました。

芳賀も厚労委員会などで要望して実現した「金銀パラジウム合金など金属材料の公定価格の無条件の年4回改定」については左図の通りです。また、値段が高騰する金パラに代わる「CAD/CAM インレー」が保険治療の対象として認められ点数がついています。(左下図参照) またご存じのように、院内感染対策を徹底した際の初診料・再診料も少しだけ引き上げられました。

小関会長は厚労省保険局医療課に「ジルコニアのインレーの保険適用を認めてほしい」と代替素材の保険適用をご要望。また、第二大臼歯が4本ないと第一大臼歯にインレー・アンレーを入れる際に保険適用が認められない、第二大臼歯にはCAD/CAM インレーが認められないなど保険医療上の制限が厳しいので柔軟にインレーが使えるようご要望。芳賀からも、このご提案のご検討を保険局に要望。

代替素材の保険適用の拡大や、インレーを使う場合の保険治療の条件の緩和など、歯科医療現場の皆さんのご意見を伺いながら、引き続き厚労省に要望を続けて参ります。

令和4年度診療報酬改定 Ⅲ-5 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進 ⑤-5

歯科固有の技術の評価の見直し（歯冠修復及び欠損補綴関係）

金属代替材料による歯冠修復物の評価の新設

コンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて作成した、金属代替材料による歯冠修復物の評価を新設する。

(新) CAD/CAMインレー 750点

【新設要件】

- CAD/CAMインレーとは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で歯接法により製作された歯冠修復物をいい、隣接歯との接合面を含む窩洞（複雑なもの）に限り、認められる。
- CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に算定する。
 - イ 小臼歯に使用する場合
 - ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合
 - ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大白歯に使用する場合（医師の保険医療機関又は歯科医師併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供の機軸に準ずるもの）に基づく場合に限る。）

【施設基準】

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

- 十分な体制が整備されていること。
- 十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。

項目	算定方法
歯冠形成	1歯冠インレー修繕形成又は歯冠形成の「3のロ」複雑なもの
印象採得	「1のイ」単純印象」又は「1のロ」適合印象」
熟成	「1」歯冠修復」

(参考) CAD/CAMインレーに係る特定保険医療材料

- 小臼歯
 - CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）188点
 - CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）181点
- 大白歯
 - CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）350点

参考：金属歯冠修復 CAD/CAMインレー（インレー） 出典：保存診療学 第6巻（医歯出版株式会社）

「歯科技工士・歯科衛生士の報酬・待遇改善を！」厚労委で要望

歯科技工士・歯科衛生士の待遇改善について、2020年3月18日、右の議事録の通り参議院厚生労働委員会でご質問しました。待遇改善を実現していきます。

この質問の後、元歯科技工士から応援メッセージ

「私は元歯科技工士です。もっと早く待遇が改善されていれば離職率の改善がされたと考えます。同じ学校に学んだ仲間も現在も技工士をしているのがひと桁です。まだ頑張ってる仲間のためにも芳賀さん、がんばって下さい。」

歯科医師、スタッフの皆さん
ご意見ご要望は 芳賀道也事務所へ↓
office@hagamichiya.com

○芳賀道也委員 歯科技工士さん、歯科衛生士さんの報酬、待遇が低くて、これではもう生活していけない、歯科医はこういった技工士さんなども雇えないというような切実な声も聞くんですけども、それぞれ歯科の診療報酬を引き上げるなど、手当の改定、それからそれ以外の様々な待遇改善の方策、何か考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

はまや
○濱谷浩樹 厚労省保険局長 ご指摘のとおり、歯科技工士あるいは歯科衛生士の業務につきまして、診療報酬におきまして適切に評価することが重要であるというふうに考えております。(中略) こうした歯科技工士等の処遇改善等を含めまして、今後とも歯科医療を取り巻く状況等を勘案いたしまして、関係者の御意見をよく聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○芳賀道也委員 是非、切実な声が届いていますので、この待遇改善については引き続き強く要望したいと思います。